

岩出市役所庁舎等における自動販売機の設置に係る電気料金に関する要綱

平成24年3月16日

岩出市訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用のうち、自動販売機を設置する場合に徴収する電気料金について必要な事項を定める。

(実費徴収)

第2条 電気料金は、自動販売機を設置する者（以下「自動販売機設置者」という。）から当該設置する自動販売機に係る使用電力相当分を実費徴収する。

2 自動販売機設置者は、原則として、前項に規定する使用電力相当分を明確にするため自動販売機に電気メーターを設置しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長の許可を得て自動販売機設置者が独自で自動販売機の電源を敷設する場合は、この限りでない。

(電気料金の額)

第3条 実費徴収する電気料金は1月あたりで算出するものとし、その額は次条に規定する算出方法により算出する。

(算出方法)

第4条 自動販売機に係る使用電力相当分が明確である場合の1月あたりの電気料金の額は、次の式により算出した額とする。

$$\frac{\text{自動販売機を設置する施設の当月の電気料金}}{\text{自動販売機を設置する施設の当月の使用電力量}} \times \text{自動販売機の当月の使用電力量}$$

2 自動販売機に係る使用電力相当分が明確でない場合の1月あたりの電気料金の額は、次の式により算出した額とする。

$$\frac{\text{自動販売機を設置する施設の前年の年間電気料金}}{\text{自動販売機を設置する施設の前年の年間使用電力量}} \times \frac{\text{自動販売機の年間消費電力量}}{12}$$

3 前項に規定する場合において、年間消費電力量とは自動販売機の仕様書、カタログ等に記載されている数値又はこれに相当する数値とし、自動販売機を設置する期間に1月未満の端数があるときは1月とする。

4 前3項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(納付)

第5条 市長は、前条の規定により電気料金を算出したときは納付書を作成し、自動販売機設置者に送付するものとする。

2 自動販売機設置者は、前項に規定する納付書の送付があったときは、指定する期日までに電気料金を納付しなければならない。

(減免)

第6条 市長は、自動販売機の設置目的、内容等により、必要に応じて電気料金の全部又

は一部を免除することができる。

(還付)

第7条 既納の電気料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用することができなくなったとき。
- (2) 自動販売機設置者の責めによらない理由で市長が使用許可を取り消したとき。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。